

1177  
一

道 授 及 授 命 命 命 命  
第 第 第 第 第 第 第 第  
第 第 第 第 第 第 第 第  
第 第 第 第 第 第 第 第  
第 第 第 第 第 第 第 第  
第 第 第 第 第 第 第 第

日 月 份 份 份 份 份 份

一 兩

秘

一 路 行

十 一 月 八 日

十 三 十 一 四

警 保

警 務

事 務 官

外 事 課 長

事 務 官

支 那 航 航 婦 女 團 之 許 何

主 註

日  
 第  
 陸  
 軍  
 第  
 五  
 師  
 第  
 一  
 旅  
 第  
 一  
 團  
 第  
 一  
 營  
 第  
 一  
 連

本日南支派遣軍古莊部隊參謀陸軍

航空兵少佐久門有文及陸軍者徵募課

長弓南支派遣軍ノ慰安所設置ノ有必

要ニ付 醜業ノ目的トスル 婦女約 <sup>四百</sup>名

ノ陰謀ヲ本視察アリタレトノ申出アリ云  
 渡航ビレ標

ニ付テハ、本年二月二十三日内務省發是第五拂



記

一内地ノ於テ募集シ現地ニ向シルニ就テノ目的

トシテ婦女ノ約~~四~~百名程ヲ  
外ノ募集ニ進出スル者  
未現地ニ向テテ

トシ、大坂(一〇〇名)、京都(五〇名)、兵庫(一〇〇名)

福岡(一〇〇名)、山口(五〇名)

ヲ對シテ海ノ於テ其ノ川平等(抱道)ノ選定

レテ之ヲ募集セシメ現地ニ向シルニト



令「台湾有難渡車」之定期便船「アノ」

之「他」!! 幸「看」同行「云々」

四「云々」云々 速「付」「陳」者「繼」幕「日」

「參」謀「也」「并」二「甲」今「岡」少「古」「去」「田」大「尉」

之「學」「方」 尚「理」「地」 軍「令」「全」 軍「本」少 代「之」「學」。

五「以」「上」 外「尚」之 學「婦」女「ノ」 必「多」「ト」 「云々」 切「念」

必「不」「古」 壯「部」隊 在「部」又「「軍」 特「林」部 之「抗」

予南支州遊軍、對之ん也、全部ノ統

一、引率ノ許可證ヲ交付之ニ稱云扱、

予トト之 (之ノ參考簿、歸軍ノ上直ニ各ノ陸

一、對シユ一各ノ予達ニ

本件係航ニ付ニ内務省及地方並ニ之ガ婦女ノ募集及古港、團ニ伍宣ニ  
供養ニ止メ、奥内密人理地ニ於テ婦女ノ保護又ハ軍、於テ充分住居ス  
ルニ依リ且、高年二月予テ、學ヲ通牒シ予達ニ

本件係航婦女、對シテ左記ニ依リ各地方並ニ

於テ取扱ハシムルト

内務省

川平君(抱主)

(1) 理地、於之責任、  
凡此皆在(抱主)之管理

看) 必 要 ト 云 々 付 兼 職 業 ヲ 目 的 ト シ

恒 航 云 婦 女 ノ 川 平 君 日 一 身 元 一 持

確 定 本 者 持 業 且 相 當 額 一 職 業

婦 女 ヲ 引 率 シ 起 地 一 到 リ 果 然 妻 所 ヲ

経 営 シ 得 心 事 ヲ 遂 行 ス 事 ト

南支隊遺軍、對スルモノ全部ヲ統  
 レ引率許可證ヲ交付スル 梅取叔フコト  
 トス (久回參謀 師軍ノ上道ニ各部隊  
 ニ對シテコノ旨ヲ傳達ス)

古、東洋一環航ニ付テハ内務省及地方廳ハ之カ  
 婦女ノ募集及出遣ニ關シ便宜ヲ供與ス

内務省

ル止メ、契の内実及現地、於此婦女ノ保  
護ニ畢、於テ充分ノ措置云

七、此レ依リ且、本年二月二十三日、吾保ヲ是通

縣ノ考査シ、其詳、後、航婦女ニ對シテ、左

記ノ如ク、前レ各村ニ、通牒シ、之ヲ取扱ハ

シムルニト

(不爾故、實況シ及、其回シ)  
返テ送ルニト

警保局 警發甲第一三六號

保局長

警保局警發甲第一三六號

土角日誌

川九石二三

尹定泰金

後航情

大政、山口、兵部、各所、切事、丸

南支方面後航婦女ノ取扱ニ関スル

沖

支那後航婦女、團レテハ、~~...~~二月二十

三日、由、接、者、又、警、發、第、五、號、通、牒、ノ、次、第、ニ

有、リ、以、及、南、支、方、面、ニ、於、テ、之、學、總

内務省

葉ヲ目的トスル 特殊婦女ノ必身トスル 模範

ナルニ 未ダ 其ノ根柢ナリ 現地ノ希望ノ次

第ニ有之 事情 己ハ得ル中ニ 強メラル

ニ付テハ 左記ノ如ク 左記ノ如ク 之ヲ取

扱フコトト 致スニ付 特殊 而 注意

女子

記

一 抱まむ川卒有ノ選定及取扱

引卒有(抱まむ)

(1) 傍々 取扱 局 号 / 中 身 許 確 定

ニシテ 南 支 方 面 於 軍 慰 安 所 于

便 云 也 之 云 云 之 際 十 二 十 認 云 者 于 抱 ま

ム 引 卒 有 十 二 十 選 定 し 之 南 支 方

面 之 於 軍 慰 安 所 取 扱 于 局 号 加 取

内 務 省



(四) 魏 書 多 目的 トシテ 南 支 方面 へ 後 航 ヲ 認

ル 婦 女 數 約 四 百 名 トシテ 之 ヲ 方 岐 社

約 百 名、 京 都 社 約 五 十 名、 無 許 名 約 百 名、

福 岡 名 約 百 名 及 山 口 名 約 五 十 名 ヲ 割 學

ヲシテ 之 ヲ 引 率 せん 爲 途 當 十 名

福 子 前 頃、 他 々 選 定 シ 其 引 率 爲 ( 擔 主 )





付之、依、右、砲臺、ヲ、目的、トシ、以、航、ス、

婦女、ヲ、密、ニ、募、集、ス、ル、ト

(註) 前項、依、航、婦女、ノ、内地、中、港、ノ、切、合、其、ノ

川、岸、民、及、依、航、婦女、ノ、數、内地、中、港、地、及

戶、定、月、日、及、台、情、有、難、到、者、戶、定、月、日、ヲ

由、海、有、通、却、ス、ル、ト、此、ノ、通、却、依、右、台、情、ヲ、以、航、

ヲ、手、理、ス、此、等、航、ノ、依、航、ノ、切、合、ト、シ、以、同、地、及

恭請

第一船務廳

司、今、其、案、

右、按、

(內務省、官、廳、ノ、手、續、)

引平...  
 其...  
 日...  
 明...  
 ...

二、帰航婦女

(1) 砲撃ヲ目的トスル帰航婦女ハ現在内地

於テ娼妓其ノ他事實上砲撃ヲ受ル

者日ニシテ滿二十才以上且身體強壯

ナル也

(2) 前項ノ外本年二月二十日警係ヲ去通

...

標ニ依リ再叙ス

(1) 確業ノ目的トスル母胎婦女ニ対シテ身分

(2) 證明書ニ基テ前健康診断書ヲ提出

又<sup>公認</sup>健康診断ヲ行フ事健康ヲ以テ

ヲ認メ<sup>公認</sup>之ヲ交付スルコト

三 引取書 (控書) トノ契ツル

(1) 引率高 (控室) 卜後航婦女卜一歸於云々

可借契の二可成 短期子ノ多トレ可借金

可成小報 十3レウム3ト

(4) 其ノ地務業ノ旨云々 切ノ事項ニ現地

軍中為ノ指示ニ送 7コト

四、葛集

總業ヲ目的トスル位艱婦女ノ募集ハ皆業

許可ヲ受ケタル固極人ヲシテ陰ニ之ヲ為サシ

メ其ノ希望婦女ニ對シテハ必ズ現地

ニ於テハ醜行ニ從事スルモノトシテ説明

セシムルコト尚固極科等ハ引年云(抑々)

ニ於テ負擔セシムルコト





第二案

警保局警發甲第一三六號ノ二

中野署警任百部手海部

長官

重打各隊警員刻見状

警保局、保身部、中野署、山戸子隊、海部

南支方面に航婦女ノ取扱ニ関スル件

人ノ般ニシテ得ニ南支方面へ總業ヲ目的トシ

婦女約四百名ノ取扱ヲ認ムルニトシ相成リ

シ引平(電主) 之ニ着テ大改、兵部、兵隊

福園及山口ノ各社各下ヲ遷定シ之カ婦女ヲ

募集シ之爲別紙ノ通右社毎ニ通牒出置紙

ニ付テハ或ハ書券下等ニ右様般ニ参考スル

婦女アリト思料スルニ付テハ市會置相成

書公

至申進紙

南友泓道軍參謀

陸軍航空兵少佐 久門有

廣

警保局長閣下